

令和2年家畜伝染病予防法改正事項の検証

| 分類 | 施行状況等 | 問題点・課題 | 対応(案) |
|---|--|--|---|
| 1 家畜の伝染性 疾病の名称変更 | ・新たな名称になった疾病を含め、特に混乱なく適切に運用。 | ○疾病の名称ではないが、だちようとエミューの法的位置付けを明確にすべきとの意見あり。 | ○家伝法施行令の改正により、エミューの法的位置付けの明確化を検討 |
| 2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化 | ・飼養衛生管理基準において、HPAI発生時の殺処分等に多大な時間を要する大規模所有者が発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定することを規定したことにより、HPAIやCSF発生時の防疫作業の手順の事前調整等を推進。 | ○対応計画の策定を規定していたにも関わらず、大規模農場におけるHPAI発生事例において、家きんの焼却又は埋却の処分方法がなかなか決まらず、調整に難航した事例があったことから、発生した際の影響が大きい大規模農場においては、処分方法を含め実効性のある対応を事前に整理しておく必要があるのではないか。 | ○埋却地等の実効性確認や移動式レンダリング装置等の大型防疫資材の活用計画による事前調整の具体化を実施。 ○飼養衛生管理基準の大規模所有者の項目の対応計画の策定の中に、新たに「監視伝染病発生に対する準備」として、防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備を規定することを検討【基準】 |
| 3 飼養衛生管理基準の遵守に係る 是正措置等の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月に策定した飼養衛生管理指導等指針に則して、都道府県知事が飼養衛生管理指導等計画を作成・公表。 ・養鶏農場や豚農場について、HPAIやCSF発生時の殺処分範囲を限定し経営への影響を緩和するため、農場の分割管理の取組を推進。 <p>【HPAI関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4シーズンに家きんでは過去最多の発生を確認。 ・R2シーズン以降、5シーズン連続で発生を確認。 ・5シーズンの中で、複数の再発事例を確認。 ・R6シーズンに養鶏場が密集した地域での続発を確認。 <p>【CSF関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年、岐阜県で26年ぶりに発生を確認。R1年からワクチン接種開始。その後、発生は散発的。 | <p>①HPAI発生事例において、再発事例を含め飼養衛生管理基準の遵守が徹底されていない事例があったことから、飼養衛生管理基準に係る自主点検の実効性を高める必要があるのではないか。</p> <p>②法に基づく、指導・助言、勧告、命令、公表が行われた事例が少なく、遵守徹底の観点からも運用の改善が必要ではないか。</p> <p>③R4シーズンに、26道県 84事例 約1,771万羽を殺処分したことにより、鶏卵価格に影響を及ぼしたことなどから、影響緩和のため、農場の分割管理の取組の更なる推進が必要ではないか。</p> <p>④一律の詳細な飼養衛生管理基準を適用せず、家族経営と小規模農家で実施可能な基準で運用すべき。</p> <p>⑤HPAIについて、近年の効果の高い新たなワクチン開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチンの開発・接種の導入について検討すべきではないか。</p> <p>⑥CSFの発生が散発的になってきた中で清浄化に向けての道筋を検討すべきではないか。殺処分範囲の見直しを検討すべきではないか。</p> | <p>①定期報告様式等を改正し、家畜の所有者自らが遵守状況をより適切に把握できるよう、評価基準を2段階（○・×）から3段階（○・△・×）に変更することを検討</p> <p>②法に基づく指導・助言を実効的に行えるよう、具体的な発動基準を飼養衛生管理基準指導等指針に明記し、都道府県の策定する飼養衛生管理基準指導等計画に反映することを検討【指導等指針】</p> <p>③大規模農場においては分割管理を検討するよう飼養衛生管理基準に明記することを検討【基準】</p> <p>④畜産物の出荷がない非商用の小規模農場については、他の農場に疾患を伝播させるリスクが低いため、感染予防及び早期発見に資する基本的な項目を独自基準として新たに設定することを検討【基準】</p> <p>⑤効果の高い新技術HPAIワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始</p> <p>⑥CSFについてワクチン接種下の発生状況等を踏まえ、清浄化ロードマップを策定。この中で殺処分の範囲の見直しを記載するとともに、その範囲について専門家の意見を踏まえ検証し、法制度の見直しの要否を検討</p> |

| 分類 | 施行状況等 | 問題点・課題 | 対応（案） |
|-----------------------------------|--|--|--|
| 4 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け | ・アフリカ豚熱についてR6年3月に「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を策定。 | ○野生いのししでアフリカ豚熱の感染を山林等で確認した場合でも、家畜防疫員や家畜防疫員の指示を受けた者が明確な根拠をもって感染拡大防止を行えるようにすべきではないか。 | ○山林等で発見した野生いのししでアフリカ豚熱の感染を確認した場合、当該山林等については家伝法第51条の「家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所」に該当し、家畜防疫員及び家畜防疫員の指示を受けた者による立入が可能であることを明示するため通知の発出を含め検討 |
| 5 予防的殺処分の対象疾病的拡大 | (・法改正以降、予防的殺処分を適用した事例はない。) | (・特記すべき課題なし。) | (○特記事項なし。) |
| 6 家畜防疫官の権限等の強化 | ・入国者に対する質問・検査権限行使し、違反品の有無の検査を実施したことでの摘発件数が増加。 ・違反品を持ち込み、外国食材店で販売する事例あり。 | ①より確実な違反品の摘発を効果的・効率的に実現するにはどうすべきか。 ⇒CIQ関係行政機関との連携を一層深めつつ、より確実な検査実施体制を整備し、反復・組織的な違法持込みを徹底して阻止するよう体制の強化が必要ではないか。 ②国内に持ち込まれた違反品についてどのように対応すべきか。 ⇒輸入禁止品を販売している外国食材店等を把握した場合に、十分な対応を取ることができるよう国内対応の取締強化が必要ではないか。 | ①C I Q 関係行政機関と一層緊密に連携し、事前旅客情報等を活用しながら、違反常習者を確実に検査できる体制整備を検討 ②水際検疫の延長として、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限を家畜防疫官に付与するなど、家伝法の改正を検討 |
| 7 その他 | 【ランピースキン病関係】 ・昨年11月、福岡県で国内初となるランピースキン病が発生。 ・その後、計22例 230頭の発症を確認。 【その他】 ・R3年以降、全国的に家畜防疫員数が減少する一方で、豚熱やHPAIの対応により県の業務負担が増加。 | 【ランピースキン病関係】 ○一部の発生農家の自主とう汰への協力が得られず、地域的なまん延を招いたこと、家畜防疫員が強制力をもってワクチン接種等ができなかったことから、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要ではないか。 【その他】 ・現在の家畜伝染病の発生状況、人員不足等の家畜保健衛生所の現状を踏まえ、民間検査機関等でも検査することを検討してもよいのではないか。 | ○ランピースキン病については、今後も我が国で発生するリスクが想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる時期に向けて発生初期から強制力のある措置を行えるようにするため、家伝法に基づき新たに政令を制定し、法第62条の疾病の種類として指定するとともに、法第2条の家畜伝染病として位置付けることについて家伝法の改正を検討 ○まん延防止のために行う豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査に關し、一部作業を民間検査機関等で実施した場合の費用について、国の負担金の対象拡大のための家伝法の改正を検討 |